

特記仕様書

業 務 名：令和元年度道路除草業務委託

業 務 場 所：市内一円

履 行 期 間：契約の日から令和2年3月13日まで

1. 目的

街路樹の剪定・除草等による維持管理を行い、道路交通の安全確保及び都市の環境美化を図る。

2. 業務数量

別紙数量総括表を参照

3. 業務内容

- 1) 本業務は、工程表に基づき、監督員と現場代理人の協議により実施するものとする。毎月の初めに出来高を書類にまとめ、監督員に報告すること。
施工場所が街路であるため、通行人、通行車両等に危険のないように安全面には特に注意し、付近住民の協力を得て苦情のないようにすること。
- 2) 本業務は、街路植栽の美化業務であり、その点に留意し、発注者との協議又は指示に基づき業務を実施し、発注者に報告すること。
- 3) 監督員が必要とする際は、2班体制がとれるような体制とすること。
- 4) 除草作業（低木剪定を含む）は、陳情等を踏まえ、対象路線や時期等について監督職員と十分に打合せを行い、定期的を実施すること。

4. 主任技術者及び現場代理人

- 1) 主任技術者は、業務に関する各種工法・規則に精通し、技術的専門知識・経験及び次のいずれかの資格を有していること。
・1級造園施工管理技士 ・2級造園施工管理技士
- 2) 現場代理人は、受注者と直接的かつ恒常的な雇用関係を有するものを配置すること。
- 3) 主任技術者と現場代理人は兼ねることができる。

5. 提出書類

受注者は、契約書に基づく書類のほか監督職員へ指定期日までに下記資料を提出しなければならない。

- 1) 業務計画書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・契約後14日以内
- 2) 業務日報、業務週報、業務月報・・・・・・・・・・・・・・随時
- 3) 出来型数量計算書・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
- 4) 写真管理表・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
各ブロック別に施工前、施工中、施工後の現場写真を工種毎にアルバムに整理して提出する。
- 5) 工程管理資料（実施工程表等）・・・・・・・・・・・・・・毎月初め
- 6) その他監督員が提出を必要と認めるもの

6. 報告事項

- 1) 業務があった週の業務内容について、写真（着手前後、作業状況等）その他必

- 要資料を付し、メール等により翌週実働日までに報告するものとする。
- 2) 前項の報告と併せ、報告する週の業務内容予定について、報告すること。

7. 安全管理

- 1) 作業中は作業員や関係車両等の事故防止のため、安全帽、標識、工事看板、安全チョッキ、カラーコーン、安全ベルト等を使用し、事故防止対策を図ること。
なお、作業中は、通行人及び付近住民へ支障のないようにすること。
現場監督員が交通誘導員を必要とする路線については、配置すること。
- 2) 剪定された枝等は、早急にかたづけ、利用者の迷惑にならないようにすること。
また、トラック等による発生材の運搬にあたっては、過積載のないようにし、適正な剪定枝等の処理処分を行うこと。
- 3) 発生材等の運搬時に、積載物の落下等により道路及びその他の箇所を汚損した場合は、ただちに清掃復旧すること。
- 4) 芝刈工（肩掛け式動力草刈り機）の作業を行う場合、交通の支障にならないよう防護ネットを設置、必要であれば交通誘導員を配置し（現場監督員と協議の上）、小石などが飛散しないように十分注意すること。

8. 作業方法

- 1) 低木剪定
低木剪定の高さは、樹種や場所によって異なるが寄植剪定を標準とする。
- 2) 除草
除草は肩掛け式動力草刈り機によって行い、低木のある箇所は抜根除草を行う。
- 3) 各路線の低木及び除草面積の把握
各路線の低木及び除草面積について調査確認すること。
（確認事項：低木は種類と m^2 数、除草箇所は m^2 数）

9. 剪定枝葉等の処分

処分に関しては再資源化施設への搬入とし、監督員と協議の上、運搬経路図・「産業廃棄物処分業許可証」等の必要書類の提出をすること。

10. 請負者賠償責任保険等

那覇市業務委託契約約款（街路樹）第13条及び第21条の規定に関する保険に加入しなければならない。

11. 支柱撤去

支柱を撤去した際は、自社で保管し、業務完了後もしくは受注者が必要としたとき道路管理課の指定する場所へ納めること。

12. リサイクル製品の利用

資材等についてリサイクル製品を優先使用すること。

13. 暴力団員等による不当介入の排除対策

- 1) 請負者は、当該業務の履行に当って「那覇市発注工事における暴力団員等による不当介入の排除手続きに関する合意書（平成23年1月12日）」に基づき、次に掲げる次項を遵守しなければならない。違反したことが判明した場合には、指名停止等の措置を行うなど、厳正に対処するものとする。
- 2) 暴力団員等から不当要求を受けた場合は、毅然として拒否し、その旨を速やかに監督員に報告するとともに、所轄の警察署に届出を行い、捜査上必要な協力を行うこと。
- 3) 暴力団員等から不当要求による被害又は業務妨害を受けた場合は、速やかに監督

員に報告するとともに、所轄の警察署に被害届を提出すること。

- 4) 排除対策を講じたにもかかわらず、履行期間に遅れが生じる恐れがある場合は、速やかに監督員と工程に関する協議を行うこと。

1 4. 那覇市暴力団排除条例及び同排除要綱に基づく排除対策

- 1) 受注者（落札者）は、暴力団密接関係者を市発注工事等から排除するため、別紙誓約書兼同意書を道路管理課へ提出しなければならない。
- 2) 受注者は、当該業務委託契約等関連の中で、直接の発注者又は雇用者（以下「直近上位発注者」という。）に対し「1次及び2次下請以下の全ての下請負契約者及び日雇労働者は、直近上位発注者に誓約書兼同意書（下請用）を提出しなければならない」旨の義務を課さなければならない。
- 3) 受注者は、直近上位発注者に対し、誓約書兼同意書（下請用）を提出しない者と、下請契約等を締結してはならない旨の指導をしなければならない。
- 4) 受注者はその旨、全ての当該業務委託等関連者に周知しなければならない。

1 5. その他

- 1) この特記仕様書に記載なき事項で疑義が生じた場合は、発注者と受注者で協議して、定めるものとする。
なお、受注者は、路線数の増加、業務内訳数量の変更に関しては、発注者の指示に従うものとする。